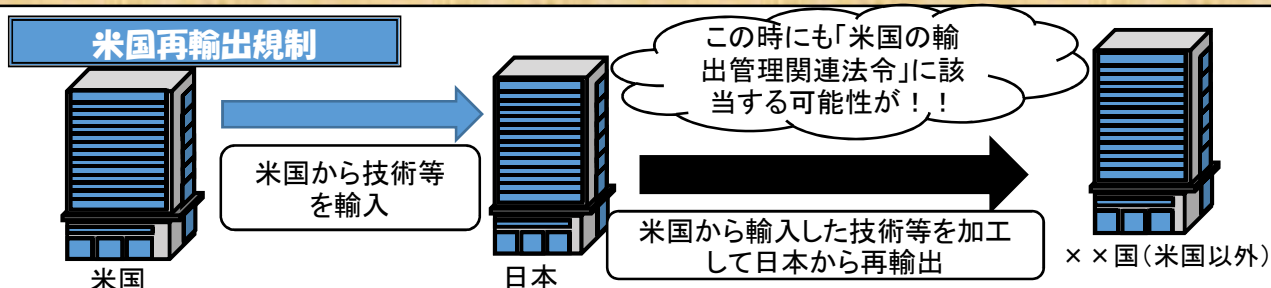




米国原産の貨物や技術の再輸出規制について



企業や大学は、米国から輸出された米国原産の貨物や技術が、輸入国から再び輸出される場合、国内法(我が国であれば外国為替及び外国貿易法)に該当しないか確認を行うと同時に、「米国の輸出管理関連法令(下記の表参照)」にも該当しないか確認を行う必要があります。外為法に該当する場合は当然、経済産業大臣の許可を受ける必要がありますが、米国の法令に該当する場合も同様に、米国政府の許可を受けなければならず、これを再輸出規制といいます。再輸出規制は、米国外への適用であるため「域外適用」と呼ばれており、この規制に違反した場合、米国製品・技術を調達できなくなるだけでなく、世界中の企業との取引ができなくなったり、米国大学との共同研究ができなくなったりするおそれがあります。

米国への許可申請は電子申請となっており、インターネットの検索エンジンで、米国輸出管理の電子申請システムの短縮形である「SNA-R」を検索すると電子申請のページが出てきます。

米国の輸出管理関連法令

	デュアル・ユース品目	武器品目
監督官庁	商務省産業・安全保障局	国務省防衛取引管理局
根拠法	輸出管理改革法(ECRA)※	武器輸出管理法(AECA)
規則	輸出管理規則(EAR)	国際武器取引規則(ITAR)
リスト	商務省規制品目リスト(CCL)	米国軍物品目リスト(USML)

※ 米国の輸出管理法は、2001年に失効しており、その後、国際緊急経済権限法(IEEPA)という法律に輸出管理の根拠としていましたが、2018年に、国防権限法という法律の中に盛り込む形で輸出管理の法律の再立法化がされています。

違反事例

台湾企業A社は、米国企業からハイスペックの半導体メモリーを輸入した際、輸出はしないと偽り入手したが、実際には香港経由で中国に再輸出しており、結果として米国政府から罰金9万ドル、輸出権限停止等の制裁を受けました。また、ベルギー企業B社は、核不拡散を理由に規制されている貨物を再輸出したとして、43万7千ドルの罰金が科されることになりました。違反した企業等は多額の罰金だけでなく、各企業との取引に重大な影響を及ぼし、大きな損害を受けることとなります。日本企業だけでなく、大学等の研究機関であっても「米国の輸出管理関連法令」に違反した場合は、米国政府により刑事訴追される可能性があるため注意が必要です。

SEAGULL通信からのお願い

「米国の輸出管理関連法令」の法律を知らなかったがために、米国企業を始め、諸外国の企業との取引停止や、米国の大学等との共同開発ができなくなれば、日本の経済や技術発展にも大きな損失となります。

自分の会社、大学は関係ないとは思わず、国外等に商品や技術を出す際には、日本の法令に違反しないことはもちろん、「米国の輸出管理関連法令」に該当しないかも確認するようにしてください。

▼ SEAGULL事務局(外事第一課内) ▼

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 神奈川県警察本部

相談窓口 Email : seagull@police.pref.kanagawa.jp

